

笠間市公共下水道事業公営企業会計システム導入に係る
プロポーザル審査委員会設置要綱

第1 設置

笠間市公共下水道事業公営企業会計システム導入を実施するに当たって、プロポーザルの審査を厳正かつ公平に行うため、笠間市公共下水道事業公営企業会計システム導入に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関する事。
- (2) 事業者選定に関する事。
- (3) 提案書等の審査及び候補者の決定に関する事。
- (4) その他必要な事項

第3 組織

委員会の委員は、市長が選任する次の者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 上下水道部長
- (4) 行政経営課長
- (5) 水道課長
- (6) 下水道課長

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

第4 委員長の職務等

委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第5 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6 意見の聴取

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月17日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、笠間市公共下水道事業公営企業会計システム導入業務の契約締結日をもって、その効力を失う。